

1 時間・料金・対象者

(1) 教育課程に係る通常教育日

- ① 午前7時30分から教育時間開始まで 100円 (3歳・4歳・5歳児)
- ② 教育時間終了後から午後6時まで 300円 (4歳児・5歳児)

(2) 休業日

- ① 午前7時30分から午前8時30分まで 100円 (4・5歳児)
- ② 午前8時30分から午後6時まで 600円 (4・5歳児)
- ◆ 同一世帯から複数人利用する場合は、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。
- ◆ 上記の料金以外に、園が共同購入するおやつ代の実費が必要な場合があります。



😊「保育の必要性の認定」を受けられる場合は、利用料が無償となります。😊

令和元年10月1日から実施される「幼児教育・保育の無償化」により、保育の必要性の認定を受けられることができる世帯については、預かり保育料も無償となります。保育の必要性の認定については、裏面を確認してください。該当の方は、子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届と証明書類を提出してください。提出後、書類を精査し、該当の世帯については、施設等利用給付認定通知書を通知します。

ふだん、近くの祖父母等が迎えに行ってくれるから預かり保育の利用はしないという世帯でも、保育の必要性をの認定を受けられるのであれば、もしもの時のために、認定を受けておいた方がいいかもしれません。

原則として、午後6時まで実施していますが、施設等利用給付認定に必要な証明書類の精査を行い、おおむね午後4時までにお迎えが可能な方、午後6時までにお迎えが可能な方、早朝利用の必要はない方について、在籍園及び幼保こども園課で管理しながら、運営をしていきます。充実した園経営が実施できるよう、御協力いただきます。

2 申込み先・必要書類

- (1) 申込先 お子様が在籍(入園)する幼稚園
- (2) 必要な書類

○預かり保育申請書

○子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届(無償化対象者のみ)

○就労等を確認できる証明書(保育の必要性の認定を受けるための証明書)

- ① 希望幼児の扶養義務者全員(父・母・同一世帯の祖父母等)の証明書が必要です。
- ② 令和2年4月1日現在で65歳以上の祖父母については、証明は不要です。
(年度途中からの利用者は、利用月の初日で65歳以上なら不要とします。)

3 申込受付期間

令和元年10月8日(火) ～ 令和2年2月末日

年度当初から利用を希望する方は、この期間中に申込みをしてください。年度途中からの利用の場合は、原則として、利用開始月の前月25日までにすべての書類をそろえて、お申込みください。

4 その他

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター保険に加入していただきます。
- (2) 振替休業日、長期休業日及び午前保育日は、お弁当が必要です。(給食はありません。)
- (3) 申込後に、家庭の状況・勤務先等内容に変更が生じた場合は、速やかに園長に申し出てください。
- (4) 保育の必要性の認定を受けられない世帯でも、どうしても降園後に家庭で保育をすることが難しい保護者の方は、申請書のみで利用することができます。ただし、利用料が必要となります。

保育の必要性の認定と認定を受けるために必要な証明書について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、「保育の必要性の認定」を受けることができる世帯は、預かり保育料が無償となります。「保育の必要性の認定」受けるためには、子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届と証明書類の提出が必要です。保護者と同一世帯の祖父母（65歳未満）の方が対象となります。認定の決定については、利用を開始する月の前月中に通知します。

保育を必要とする事由	事情	証明書類	添付書類
就労（居宅外労働） ※会社勤務、パート、内定	子どもの保護者が居宅外で仕事をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合 ◆月64時間（下限時間）	勤務（内定）証明書 ※1	勤務先で記入を依頼 勤務先の証明が必要
就労（自営業）	子どもの保護者が居宅内・外で仕事（自営業）をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合	自営等従事申立書 ※2	就労者本人が記入し、民生委員の証明が必要
就労（内職等）	子どもの保護者が居宅内で内職等の仕事をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合	内職証明書	依頼者の証明が必要
妊娠・出産	子どもの保護者が出産の前後のため、その子どもの保育ができない場合 ◆出産月を含む前後2か月ずつ	病気・介護（看護） 出産・就学 申立書	母子健康手帳 （表紙と出産予定日のわかる面）の写し
疾病・障がい	子どもの保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるので、その子どもの保育ができない場合		診断書又は障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族の介護・看護にあたっているため、その子どもの保育ができない場合		診断書、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し
就学	子どもの保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その子どもの保育ができない場合		在学証明書
求職活動	子どもの保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その子どもの保育ができない場合 ◆2か月間	求職活動申立書	/
虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、その子どもの保育ができない場合	事実を証明できる書類	
育児休業を取得している	育児休業を取得中で、当該育児休業の期間中である場合 ◆育児休業対象子どもが1歳の誕生日を迎える日まで	育児休業証明書	
災害復旧	震災・風水害等の災害復旧に1か月以上かかり、その間子どもの保育ができない場合	り災証明書	

- ※1 内定の場合は、勤務開始後速やかに「勤務証明書」を提出してください。
- ※2 法人化していない自営業等の方は「自営業等従事申立書」になります。

- 備考1 証明書等は、写しでもかまいません。
- 2 証明書の証明日は、利用する日前6か月以内とします。